



鶴居村美しい村づくり講演会

1月19日、鶴居村美しい村づくり推進協議会与寿大学との共催で、美しい村づくり講演会が開催されました。

当日は、一般村民の方や寿大学の学生、合わせて約70名が参加する中、本村と同じく「日本で最も美しい村」連合に加盟する美瑛町役場まちづくり推進課長の観音太郎氏が美瑛町の美しい村づくりの取組みについて講演を行いました。

これまで美瑛町が行っている様々な取組みや住民団体が主体的に行う活動など、講演からは官民挙げた地道な活動の大切さが理解でき、景観保全や環境美化などを通じた、今後の美しい村づくりの参考になる内容となりました。

鶴居たんちょうスケート団

鶴居たんちょうスケート少年団9名が、令和6年1月27日～28日に、中標津町で開催される「第63回東北北海道スピードスケート大会・第26回東北北海道市町村対抗スピードスケート競技大会」に出場することになり、鶴居村教育委員会の村上教育長へ表敬訪問を行いました。

表敬訪問では、選手一人ひとりから大会での目標や抱負などを、自分の言葉で述べてもらいました。

大会では、多くの選手達が自身の持っている自己ベストを更新するなど、大きな舞台でも自分たちの今持っている力を発揮し、自身の成長を実感している様子でした。今回の大会での経験やたくさんの学びを活かして、鶴居村の子どもたちがこれからの自分自身の成長につなげてくれることを期待しています。



タンチョウクイズ抽選会

1月29日、鶴居村観光協会が主催するタンチョウクイズの抽選会が行われました。

タンチョウの保護啓発と村の観光振興、活性化を図ることを目的に毎年実施され、今年で37回目を迎えます。

タンチョウクイズは例年12月実施のタンチョウ越冬分布調査1回目における釧路圏での確認数を予想するもので、今回の結果は756羽でした。応募総数7,068通のうち見事正解した方々へ抽選でピタリ賞（現金10万円）やJAL賞（JAL旅行券5万円分）、その他協賛企業による各賞が贈られました。



交通事故死ゼロ3,000日達成

2月1日、村では交通事故死ゼロ3,000日を達成しました。平成27年11月15日の交通死亡事故から、村をあげた交通安全の啓発に加え、村民のみなさまの交通安全に対する姿勢によって、この記録を達成することができました。

引き続き、悲惨な交通事故をなくすためにも、村交通安全運動推進協議会を中心とした取り組みを進めていきますので、また1日ずつ記録を積み上げていけるよう、ご協力をお願いいたします。



釧路風林カントリークラブ様より寄附

2月5日、風林文庫図書購入費として釧路風林カントリークラブ様より10万円の寄附をいただきました。

釧路風林カントリークラブ様は昭和62年に村の社会福祉事業費の1部として寄附があり、昭和63年からは「風林文庫」の購入費として、毎年寄附をいただいております。

鶴居村ふるさと情報館内の図書館には、これまでに頂いた寄付金を活用して購入した図書を紹介する「風林文庫コーナー」を設置しています。お立ち寄りの際は是非ご利用ください。

つるい軒 OPEN

2月14日、鶴居市街地にラーメン屋さん「つるい軒」が新しくOPENしました。

カウンター席もあり、1人でも入りやすい雰囲気となっています。ぜひお気軽にランチやお仕事帰りなどにお立ち寄りください。



営業時間：11時から20時（日曜は16時）
ラストオーダー19時30分

定休日：調整中



景観計画の策定について

村では、鶴居村の美しい景観を未来へつなげることを目的に、景観行政団体への移行(令和6年2月1日付)、景観条例(未来へつなげる景観むらづくり条例)の制定(令和5年12月15日付)、景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく景観計画(かけがえのない景観を未来へつむぐ)の策定(令和6年3月1日付)を行いました。

鶴居村の美しい景観、それを構成する多様な生き物たちが生息する豊かな自然環境、及び村民達が日々生活を贈る生活環境はかけがえのないものであり、守り、つくり、活かすことにより、この美しい村を未来へつなげ、「誇りある美しい鶴居村をつくる」ことを目標に、景観むらづくりに取り組んでいきます。





タンチョウフェスティバル

2月11日、第35回タンチョウフェスティバルが開催されました。

当日は村内外から多くの方が訪れ、タンチョウに関する〇×クイズ「タンチョウウルトラクイズ」やタンチョウの鳴き声を真似する「タンチョウ鳴き声コンテスト」、氷水に素足を入れて片足立ちの時間を競う「タンチョウ耐寒競技」、雪の中にあるお宝を探す「雪中宝探し」などのイベントを大人も子供も楽しみました。

また、会場では2023年6月にOPENしたサンライトファームによる「自家製牛肉を使った牛丼」や鶴居村商工会青年部が考えた村の鹿肉を使用した「いま鹿食えないキーマカレー」など村内外の事業者による露店も出店されました。

最後には雪山滑り台から恒例の「餅まき」が行われ、大人も子供も参加し、大盛況の中で閉幕となりました。

当日の様子は右記QRコードよりご覧ください。



むらのお知らせ

農業集落排水事業使用料の改定について

令和6年4月から農業集落排水（下水道）事業使用料が段階的改定の2年目となります。単身者世帯で66円、単身者以外と業務用で341円の引き上げとなりますのでお間違えのよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

使用料（令和5年4月から令和6年3月まで）		
基本料金		
単身者		2,684円
単身者以外		2,959円
業務用（20m ³ まで）		2,959円
超過料金		
業務用（20m ³ まで）		154円

使用料（令和6年4月から）		
基本料金		
単身者		2,750円
単身者以外		3,300円
業務用（20m ³ まで）		3,300円
超過料金		
業務用（20m ³ まで）		154円

引っ越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は、住民票の異動届出（転出届・転入届・転居届）が必要です。

住民票の異動届は、国民健康保険や国民年金の資格の確認、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きですので、忘れずに行いましょう。

また、マイナンバーカードの住所変更手続きも必要です。

◆マイナンバーカードをお持ちの方は

署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出の届出（国外への転出を除く）が可能です。

このサービスを利用する方は、転出にあたり鶴居村役場への来庁が原則不要となります。

※マイナポータルを通じて転出届を提出したあとは、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の手続が必要です。



詳しい手続きについては、こちらのQRコードからご確認ください。

また、スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末をお持ちの方は、スマートフォンのみで手続が可能です。



詳しくは、こちらのQRコードをご覧ください。

《問合せ先》 役場住民生活課 窓口サービス係 ☎0154-64-2113